

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和7年5月1日

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社Seiwa	ヘルパーステーションハピネス 観音	広島市西区南観音五丁目1番18号	訪問介護サービス
株式会社Seiwa	デイサービスハピネス庚午	広島市西区庚午北四丁目6番19号	1日型デイサービス

